

平成25年度子どもの権利に関する広報・啓発活動について

1 リーフレットの配布

【大人への広報・啓発】

- ・市職員全員にフォーラムのみんなの広場を活用して配布（4月）
- ・保育所長会議、地区社会福祉協議会事務担当者会議（5月）、民生委員児童委員協議会理事会（6月）、市養護教諭会秋季研修会（10月）で配布

【子どもたちへの広報・啓発】

- ・市内の小・中・高校・特別支援学校の児童生徒に配布（6月）
- ・保育所・幼稚園・児童館・公共施設に設置（6月）
- ・小・中学校長会、県教育委員会、市PTA連合会理事会などに連携を依頼（7月）

2 市ホームページ・広報あおもりの活用

- ・市ホームページに条例の周知リーフレットや条文解説を掲載（4月）
- ・権利擁護委員や調査相談専門員による子どもの権利に関するコラム掲載（5回）

3 子どもの権利の日イベントの開催

- ・子どもが意見を表明し参加する機会、また、子どもと大人が子どもの権利について学び理解するための機会提供（11月）

4 市民サロンでのパネル展示

- ・子どもの権利条例のパネル展示と庁内放送による周知（11月）

5 出前講座の実施

- ・市立西中学校（9月）、市立新城中央小学校（1月）の授業で権利擁護委員がゲストティーチャーとして子どもの権利について講話
- ・青森市PTA研究大会（11月）、青森市主任児童委員研修会（1月）、石江地区民生委員・児童委員協議会（2月）、放課後児童会指導員研修会及び事務連絡会（3月）で権利擁護委員が講演